

安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小学校施設等を活用し、放課後等の子どもたちの安全、安心な活動拠点を設け、地域の協力を得て心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する安曇野市放課後子どもプランの円滑かつ適正な運営について調査、研究等するため、安曇野市放課後子どもプラン運営委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について調査、研究等を行う。

- (1) 安全管理に関すること。
- (2) 広報活動に関すること。
- (3) 地域の協力者の人材確保に関すること。
- (4) 活動プログラムの企画に関すること。
- (5) その他運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。